

## 募集要項等に関する質問への回答書

「高萩市・北茨城市広域ごみ処理施設長期包括運営業務委託」の募集要項等に関して以下の質問がありましたので回答いたします。

番号	図書名	頁	項等	質問内容	回答
1	募集要項	3	4-(2)-②	1. 予備品・消耗品 「できる限り受諾者が行う」「通常外部委託を行う」とありますが、受諾者によって範囲が異なることが想定されます。組合様にて想定されている範囲などあればご教示ください。また、事前に受諾者・工事施工業者の所掌範囲を明確にすることは可能でしょうか。	安全かつ安定した運営を保持することを前提に、受託者で外部委託が必要と判断されれば委託してください。なお、予備品・消耗品の納入（準備）は工事施工業者の範囲となります。 所掌範囲については、原則として、受託者（外部委託する場合を含む）が予備品・消耗品の取替を実施するものであるが、受託者の管理上による責か、工事施工業者の契約不適合による責か判断できない状況となった場合には、組合がその判断をするものとします。 ※要求水準書P34(第5章 維持管理業務)もご確認ください。
2	募集要項	3	5-(1)	本業務の委託契約に関する協議を契約締結前に行うという解釈で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	4	7-(3)-①-1	「実処理量…」となっておりますが、実際の搬入量は考慮しないという解釈で宜しいでしょうか。実際の搬入量に応じた作業等もあり、固定費に影響があると想定します。ご教示ください。	搬入量と実処理量については、計量方法の相違、搬入と処理の時差等の関係から必ずしも一致しない場合も想定されますが、大幅な差異はないものと捉えておりますので、それらを踏まえた上で提案してください。
4	募集要項	10	2-(2)-⑨-2	技術提案書の電子データの提出について、「技術提案書電子データ:1部(CD-R)」とありますが、正本、副本、どちらも提出するのでしょうか。 また、見積書(様式4-1)は封筒に入れ密閉とあります。一方、業務収支計画(様式11)等、組合支払予定額(様式12)にも見積金額と同じ金額を記載となっていると思われますが、これも見積書と同一封筒に入れ密閉の上、提出するものとしてよろしいでしょうか。またCD-Rへの格納はしないものとしてよろしいでしょうか。	CD-Rについては、正本の1部で構いません。 様式11(合計分、エネ分、リサ分のすべて)及び様式12(合計分)につきましても、見積書(様式4-1)と同一封筒に入れ密閉の上、提出願います。 ※様式12は合計分だけの入力、提出で結構です。 なお、様式11及び様式12のエクセルシートについては、入力・出力後に削除し、それ以外(様式10-1～10-5、様式11-1～11-10)を格納いただくようお願いいたします。

番号	図書名	頁	項等	質問内容	回答
5	募集要項	11	3-(1)-⑥	SPCの本店所在地は、本施設内に無償で設置できるものとして考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項	17	表 4-1	*1 「一定程度までの変動は受諾者負担…」とありますが、どの程度を想定されておられますでしょうか。	契約書P26 3) 物価変動に基づく改定のとおりです。
7	募集要項	17	表 4-1	不可抗力リスク 「…ただし設計かしの場合を除く」とありますが、その場合、リスクに対する責任はどのようにお考えでしょうか。	明らかに設計によるものだと判断出来る場合に限り、工事施工業者に責任があるものと判断するものです。その判断は協議等によるものとなります。
8	募集要項	17	表 4-1	表に記載はありませんが、発電に関するリスク分担は無いと考えてよろしいでしょうか。	発電に関するリスクについては、排ガス基準超過による焼却炉停止による発電量の減少、発電設備の不適切な維持管理による設備損傷による補修費用負担等のリスクはありと考えているが、これらは発電に関するリスクではなく、性能リスクや施設損傷リスク等の他のリスクに含まれるものとなるため、発電に関するリスク分担としては記載しておりません。 また、発電に関しては、要求水準書第4章の8の3) (P30) に定めるとおり、委託料減額の対象となります。
9	募集要項	17	表 4-1	表に記載はありませんが、2022年4月より施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に関して本施設での製品プラの取り扱いはどうなるのでしょうか。	現時点では取扱いについてお示しできるものはございません。

番号	図書名	頁	項等	質問内容	回答
10	要求水準書	4	5-(2)-2)-①	電気事業者との契約について、3年目以降は「CO2削減のため受託者が行う」とありますが、CO2削減のために受託者が契約する意図をご教示ください。 また、地元新電力会社等と契約して再生可能エネルギー電源を利用することは可能でしょうか。	稼働当初の電力契約は設計協議等を併せて行うことが必要であるため、組合が実施するものとしております。 「3年目以降」としたことについては、施設稼働後一定期間が経過し安定的な電気使用量、発電量等の状況が把握できる時期と考え、設定しております。 「CO2削減のため受託者が行う」としたことについては、CO2排出係数の小さな電気事業者との契約や再生可能エネルギー電源を活用すること等の工夫により、施設のCO2排出量を削減することが可能であること及び受託者の費用負担に係る部分であることによるためです。 また、地元新電力会社等と契約して再生可能エネルギー電源を利用することについては、上記のとおり可能ではありますが、事前に組合と協議を行うこととします。
11	要求水準書	4	5-(2)-2)-①	「売電に関しては・・・」とありますが、閲覧資料（実施設計図書）では売電は行わない計画となっていました。売電は実施される計画でしょうか。	売電は実施いたします。 ※当初計画時から変更となりました。
12	要求水準書	4	5-(2)-2)-①	閲覧資料（実施設計図書）では、太陽光発電を設置する計画となっていますが、要求水準書では記載がありません。太陽光発電の設置場所及び発電量をご教示ください。	太陽光発電は設置しません。 ※当初計画時から変更となりました。
13	要求水準書	4	5-(2)-2)-①	予定されている契約電力（kW）をご教示ください。	920kwと予定しております。
14	要求水準書	5	5-(2)-2)-⑤	「…用役費（トイレトペーパー等）」とありますが、トイレトペーパー等についての組合様が想定されているものをご教示ください。	トイレトペーパー以外のものとしては、手洗用薬剤、消毒用薬剤等を想定しておりますが、組合職員及び見学者が直接的に日常生活で使用するもの全て（施設利用者が自らの活動のために使用するもの及び、組合職員が使用する備品・事務用品を除く。）と解してください。 ※要求水準書P34（第5章維持管理業務）もご確認ください。
15	要求水準書	5	5-(2)-2)-⑤	重機、車両等についてはリースも可と考えてよろしいでしょうか。	業務に支障がない限り、リースでも構いません。

番号	図書名	頁	項等	質問内容	回答
16	要求水準書	10	表3-8	CO <sub>2</sub> 排出管理表の様式について、組合様より指定される内容等がございますでしょうか。	「CO <sub>2</sub> 排出管理表」の様式については、受託者の提出をもとに組合と協議して決定するものとなりますが、その内容については、組合が「廃棄物処理事業に関する温室効果ガス排出量」として公表するものであること踏まえ、エネルギー起源、非エネルギー起源における排出量（年間、月間、焼却処理量1トンあたり等の比較できるもの）が各々に分かるものであり、かつ、廃プラスチック類等の焼却に由来するCO <sub>2</sub> 排出量や熱回収によるCO <sub>2</sub> 削減効果等が分かるものとし、それらの積算・算定根拠となる各種データを含めたものとします。
17	要求水準書	10	8-(3)-4)	「受託者は、財務諸表等を半期毎に組合に提出すること。」とありますが、SPCを設立しない場合は提出不要と考えてよろしいでしょうか。	受託者の経営状況を判断するものであるため、SPCを設立しない場合は、代表企業の財務諸表等を提出願います。
18	要求水準書	11	10	「…受託者はその処理・処分に協力すること」とありますが、具体的にどのような協力を想定しているかご教示ください。また、災害時に想定される搬入量上限等は設定されていますでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、計画搬入量を超える多量の廃棄物の受入れ体制及び処理に関するものとなります。なお、災害時に想定される搬入量の設定はしていません。
19	要求水準書	12	11-1)	「…組合が行うウクライナからの避難民の就労支援等に協力すること」とありますが、具体的にどのような協力を想定しているかご教示ください。	記載のとおり就労支援等によるものです。新施設で就労が可能と考えられる業務への配置等が考えられます。
20	要求水準書	12	12	「…組合の要請に基づき協力すること」とありますが、具体的に想定される協力範囲をご教示ください。	施設内、敷地内の利用に関するものが考えられます。
21	要求水準書	13	15	「…3年間の使用に支障がない状態」とありますが、定期補修が毎年適正に行われていることが前提と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書の第9章（P48）をご確認ください。
22	要求水準書	14	1-(2)	計画ごみ量及び計画ごみ質に関連して、2022年4月より施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への組合様の今後の取組みについてご教示ください。	現時点では取扱いについてお示しできるものはございません。

番号	図書名	頁	項等	質問内容	回答
23	要求水準書	16	3-(3)	プラント系排水および生活系排水の処理後の水質基準は表に示す5項目で、浄化槽排水のBOD基準値20mg/Lは最大値でしょうか。	浄化槽排水のBOD基準値は、日間平均値となります。
24	要求水準書	19	1-(3)	副総括責任者は、連続運転式焼却施設3年以上で破碎・リサイクル施設の両方の実務経験を有する者の場合は、1名配置でも可と考えてよろしいでしょうか。	安全性の確保から、各々に1名ずつ専任していただくこととなります。
25	要求水準書	27	表12	作業環境の粉じん・照度・ダイオキシン類及び悪臭にかかる測定は何ヵ所を想定されているのか、ご教示ください。	提案頂いた内容を基に協議するものと考えております。
26	要求水準書	28	5-1)	運転基準値設定にあたり、DCSで確認できる各測定項目(ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀、一酸化炭素)の単位、レンジ及び数値の桁数をご教示ください。	各測定項目の単位、レンジ、桁数は下記のとおりです。 ばいじん 0～200 mg/m <sup>3</sup> N 硫黄酸化物 0～500 ppm 塩化水素 0～500 ppm 窒素酸化物 0～500 ppm 水銀 0～100 μg/m <sup>3</sup> N 一酸化炭素 0～200 ppm
27	要求水準書	30	8-3)	ごみ量やごみ質が計画値を下回ったことで提案発電量の30%未満となった場合は委託費の減額対象とならないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし書きに記載のとおりです。
28	要求水準書	30	8-4)	急速充電設備の利用料金は受託者が任意に設定できるものと考えてよろしいでしょうか。	利用者の料金は固定と思われませんが、任意に設定が出来る場合には、提示金額に対して、過度な利潤とならないよう、一般的な金額を参考に協議して決定します。
29	要求水準書	31	6)	スプレー缶の排出量をご教示ください。	把握しておりません。なお、両市ともスプレー缶に穴をあけて排出するようガイドブック等で周知はしております。
30	要求水準書	31	8)	蛍光管の排出量をご教示ください。	3か年の平均で両市合わせて約3,900kg/年間となります。

番号	図書名	頁	項等	質問内容	回答
31	要求水準書	34	1-1)	<p>閲覧資料（実施設計図書）では記載がなかったため、以下の1日あたりの薬剤使用量をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・純水用薬剤（塩酸、苛性ソーダ等）</li> <li>・ボイラ用薬剤（清缶剤、脱酸剤等）</li> <li>・水処理用薬剤（硫酸、苛性ソーダ、凝集剤、凝集助剤、栄養剤、滅菌剤等）</li> </ul>	<p>1日あたりの各薬剤使用料は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○純水用薬剤 <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩酸 30L/日</li> <li>・苛性ソーダ 76L/日</li> </ul> </li> <li>○ボイラ用薬剤 <ul style="list-style-type: none"> <li>・清缶剤 0.33kg/日</li> <li>・脱酸素剤 0.43kg/日</li> <li>・復水処理剤 0.23kg/日</li> </ul> </li> <li>○井水処理装置用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・凝集剤 2.1L/日</li> <li>・硫酸 12.2L/日</li> <li>・次亜塩素酸ソーダ 0.61L/日</li> <li>・再生剤 130L/日</li> </ul> </li> <li>○排水処理装置用薬剤 <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫酸 10.45L/日</li> <li>・苛性ソーダ 8.34L/日</li> <li>・凝集剤 5.25L/日</li> <li>・凝集助剤 41.7L/日</li> <li>・栄養剤 1.5L/日</li> <li>・滅菌剤 4.4L/日</li> </ul> </li> </ul>
32	要求水準書	34	1-3)	<p>特定調達部品のリスト（部品名）及び価格をご教示ください。</p>	<p>特定調達部品のリストにつきましては、別途お示し致しますが、価格につきましては、工事施工業者より合理的な条件で調達できるものをご判断ください。</p>
33	要求水準書	39	1-1)	<p>「受託者は・・・施設保全計画を作成し」、とありますが、本計画は最初は設計施工されたプラントメーカーが作成するとの認識を持っています。最初の施設保全計画も本業務の受託者が作成するのでしょうか。</p>	<p>当初の保全計画を作成することを含みます。貴社の保全計画に基づき、施設の保全を行ってください。</p>
34	要求水準書	45	4-1)	<p>除雪作業の年間あたりの実施頻度をご教示ください。</p>	<p>年により異なるため、明示できません。過去の積雪量等を参考にご判断ください。</p>
35	要求水準書	46 47	10 11	<p>10は組合様が実施するイベントとは別に受託者が主催して行うのでしょうか。 また組合様が実施された過去の研修やイベントについてご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。様式6-2-(2)にご記入願います。なお、当組合は当施設の建設にあたり設立（R1.10）したため、過去に研修やイベントは実施しておりません。</p>
36	要求水準書	46	10	<p>現在、貴組合にて環境学習や環境イベント等を実施されているのでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>当組合は当施設の建設にあたり設立（R1.10）したため実施しておりません。</p>

番号	図書名	頁	項等	質問内容	回答
37	要求水準書	47	12	県内協力体制や支援協定等の内容をご教示ください。	県内協力体制については、県内全市町村（一部事務組合含む）と「災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定」を締結しており、被災市町村と協議の上、仮置場の用地提供や廃棄物の処理に協力するものとなっております。また、支援協定等については、構成市において廃棄物と環境を考える協議会構成市町村（関東甲地域の67市町村）と「災害時相互応援協定」を締結しており、資機材等の提供や応急復旧に必要な職員の派遣に協力するものとなっております。
38	要求水準書	47	13	展示品をバザー品として提供するのとは本施設で実施されるイベント時のみと考えてよろしいでしょうか。	記載のとおり、構成市が実施するイベント等も含まれるため、施設内のみとは限りません。なお、その時々状況、展示品の種類、数量にもよるため、協議は必要と考えております。
39	要求水準書	47	13	「自転車等の簡単な修理により再利用可能となるものの修理を行い…」とありますが、バザー等で提供後に使用者の人身事故を含むトラブルへの対応・保証・修理への対応はどのようにお考えでしょうか。	組合、受託者の双方の責任において対応すべきと考えております。ただし、原則はこれらのことに心配がある場合は、受託者で心配のないものを提案すべきと考えます。
40	要求水準書	56	別紙3-2	「計画ごみ量のうち、選別、破碎等が必要なその他のごみの内訳」とありますが、公用樹の剪定枝等はないでしょうか。	別紙3-2の「計画ごみ量のうち、選別、破碎等が必要なその他のごみの内訳」は、マテリアルリサイクル施設において、選別、破碎等するものであり、ご質問の公用樹の剪定枝等は、別紙3-1のエネルギー回収施設の可燃ごみに含まれるものとなります。
41	要求水準書	—	別紙2	全体配置図において調整池がありますが、調整池にかかる業務（浚渫作業等）は本業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書P3下欄の対象施設にもあるように、調整池にかかる業務（浚渫作業、点検・管理等）も本業務範囲内となります。
42	様式集	—	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>本文中に記載する図表は判別できる大きさであれば10ポイント以下としてもよろしいでしょうか。</li> <li>フォントは提案者側で設定してよろしいでしょうか。</li> <li>欄外下の注意書きは削除（応募者番号欄は残す）してよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図表については、判別できるのであれば10ポイント以下でも構いません。なお、様式に記載のあるとおり、別紙に記載し添付していただいても結構です。</li> <li>フォントは、MS明朝またはMSゴシック、行間については変えずにお願いいたします。</li> <li>欄外下の注意書きについては、お見込みのとおりです。</li> </ul>

番号	図書名	頁	項等	質問内容	回答
43	様式集	—	様式6-2-(1)	地元企業の関心表明書については、「技術提案書 様式 6-2-(1) 地元雇用、地域貢献及び周辺地域への配慮」の後に添付してよろしいでしょうか。指定の添付箇所がございましたらご教示ください。	指定の添付箇所はございません。任意ですので貴社の考えで添付いただいて構いません。
44	様式集	—	7-3-(1)	表中に※1) が記載されていますが、※1) は何を示されているのでしょうか。	連続測定機器により常時計測を行う項目に※1を示したものです。 ※要求水準書P32 (表14) と同じ表になります。記載が漏れてしまい申し訳ありません。
45	様式集	—	様式11	様式11-1～11-10は平準化前の金額を記載し、様式12のみ平準化を考慮した金額を記載ということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	審査基準書	5	様式6-2(1)	地元企業の定義について、「*地元の定義は構成市とする」とありますが、構成市内に本店・本社がある企業等との理解でよろしいでしょうか。また、構成市内に支社・支店を置く企業が地元企業に該当するかご教示ください。	原則、構成市に本社もしくは支店・営業所があるものと考えております。 ただし、業種によって調達が出来ない場合は、原則に近い形で、貴社で判断し、ご提案ください。
47	審査基準書	5	表1	様式6の地域貢献において、地元企業の定義が記載されていますが、地元企業とは構成市に本社もしくは営業所のある企業でしょうか。もしくは構成市と恒常的に商取引のある県内業者も含むという考えでよろしいでしょうか(業種によっては構成市で調達できないサービスもあるため)。	原則、構成市に本社もしくは支店・営業所があるものと考えております。 ただし、業種によって調達が出来ない場合は、原則に近い形で、貴社で判断し、ご提案ください。
48	契約書	1	第1条第1項第17号	「不可抗力」の定義において例示されている事柄の中に「疫病」の記載がありませんが、コロナウイルス感染症その他今後発生するかもしれない重症感染症の蔓延(パンデミック)の事象は、どちらの責にも帰すことのできない、自然的又は人為的な予見不可能な現象であると考えます。不可抗力にあたるかと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。



番号	図書名	頁	項等	質問内容	回答
49	契約書	4	第10条第3項	「別紙1「委託料の支払い」の規定に従って合理的な範囲において組合がこれを負担する。」とは、本項に定める追加的費用が発生した場合には、その発生した追加費用を別紙1記載の委託費の構成に記載の費目に従って各年度の固定費及び変動費単価が改定される、という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、発生した事象によって、組合と受託者との協議により決定された方法に従って支払いを進めます。
50	契約書	7	第18条3	組合様より本業務従事職員の交代を求められた場合に、組合様および受託者の協議により決定するものとさせていただけないでしょうか。	当組合より事前に受託者に対して従事職員の業務内容に対する指導・協議を進めた結果、不適当となった場合を想定しているものであるため、不適当となった時点では協議は済んでいるものとの認識です。
51	契約書	7	第19条第2項及び第6項	「変更起因して受託者に追加費用が生じたときは、組合と受託者との協議により負担割合について定める」とありますが、当該追加費用は、第10条第3項と同様に別紙1に従って委託費が改定されるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、発生した事象によって、組合と受託者との協議により決定された方法に従って支払いを進めます。
52	契約書	7	第20条第4項	「直接搬入ごみ」とは、収集運搬車両、許可業者車両を除いた、施設に直接持ち込まれるごみのことを指すという理解でよろしいでしょうか。	この条文の「直接搬入ごみ」は、要求水準書第3章5（搬入管理）及び第4章9（搬入物の保管及び積込）において対象としたごみを指しているものであるため、契約書の「直接搬入ごみ」の表記については、文言を修正するものとします。
53	契約書	10	第33条第4項	「受託者は、要求水準書記載の掲載項目にあげられていないものについて」「組合が合理的に要求する場合、自らの費用により、計測等を実施」とありますが、合理的に要求する場合とは、法基準、規制において明確に実施すること又は遵守することを定められている計測等であり要求水準書の記載はないが受託者が合理的に実施の必要を認知できるもので組合が求めたものの範囲をいい、法基準、規制で求められておらず（法上で必須の実施項目でない）要求水準書にも記載がない測定項目は含まない、という理解でよろしいでしょうか。 法律上の義務がなく、また要求水準書にも記載がないものを組合が任意で要求し、追加費用が発生する場合の費用負担は、組合様でお願いいたします。	お見込みのとおりです。 ただし、質問の「法基準、規制で求められておらず（法上で必須の実施項目でない）要求水準書にも記載がない測定項目は含まない」の解釈については、県条例及び市条例（規則含む）、本施設整備に係る生活環境影響調査結果との比較、国県市等のガイドラインに定める必要な計測を含むものとなります。

番号	図書名	頁	項等	質問内容	回答
54	契約書	11	第37条	後段但書で、「組合の責に帰すべき事由に基づく」場合には、処理対象ごみの性状、量が計画の範囲を大きく逸脱する場合も含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	契約書	12	第41条第1項	「組合は本業務の基準類について必要な変更を行い、委託料を減額することができる」とありますが、当該変更の内容は組合と受託者の協議によることでよろしいでしょうか。	法令等の定めによって基準額の変更が生じるため、協議の必要までは要しないものとの認識で作成した条文です。なお、詳細につきましては、契約締結前の協議によるものとの認識です。
56	契約書	13	第44条第1項第1号	「本施設の運営を業務期間終了後3年間継続して行うにあたり本施設の基本性能が確保できる」とは、要求水準書48頁第9章1.(1)に記載の状態に引渡し、当該箇所記載の「3年間は大規模な設備の修繕及び更新を行うことない状態」であることを意味するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	契約書	21	第68条第2項第2号	受託者が施設に常駐し、運営を行っていることから受託者の事業所がそこにあることを示す表示(表札)は必要であると考えますが、そのために受託者の事業所名を施設へ表示することは許されるものと考えてよろしいでしょうか。	契約後、場所等も含めて協議出来ればと考えております。
58	秘密保持誓約書	—	別紙 - 1	第1条(本件秘密情報)の項目に「プロポーザルに関する技術提案書等資料」が記載されておられません。提案内容には固有のノウハウが含まれるため、項目に追加していただけないでしょうか。	技術提案書等の資料につきましては、本組合でのみ使用するものであり、他の業者に情報が漏れることはありません。なお、この「技術提案書等資料」につきましては、「職務上の秘密」であるため、地方公務員法第34条(秘密を守る義務)の規定により、当職員が情報漏洩をすることはありません。